

該非判定結果

製品（※1）以外の現在販売している当社製品は、輸出貿易管理令別表第1の第1項～第15項及び別表第2に対し、対象外です。

- ・該非判定結果は、当社が行った判定の結果を記載したものであり、経済産業大臣や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外国為替及び外国貿易法並びに関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願い致します。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を実施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用頂くことはできません。
- ・EAR（米国輸出管理規則）において、当該製品は再輸出規制の対象外となり、品目としてはEAR99に分類されます。

※2025 年 5 月 28 日改正の輸出規制関連法令に対応しています。

尚、輸出貿易管理令別表第1の第16項（キャッチオール規制）の対象貨物に該当しますので、関連法令等に従い、用途及び需要者等について調査確認した結果、経済産業大臣の輸出許可が必要な場合には適法な輸出許可を受けて下さい。

<製品（※1）>

BF4 シリーズ

LBeS シリーズ

組立（圧着、結線）用自動機

上記製品については、当社営業担当者にお問合せ頂けます様、お願い申し上げます。

以 上